



# 熊本県公報

号外 第7号

平成30年3月23日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 条 例

- 熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例…………… (市町村課) 1
- 熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数  
に関する条例の一部を改正する条例…………… ( 〃 ) 1
- 熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 2

## 本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
  - 1 熊本県議会議員の定数を48人から49人に改めることとした。
  - 2 この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用することとした。
- ◇熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する条例の一部を改正する条例
  - 1 合志市選挙区の定数を1人から2人に改めることとした。
  - 2 この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用することとした。
- ◇熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例
  - 1 経済環境常任委員会の所管事項に「国際スポーツ大会推進部に関する事項」を追加することとした。
  - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

## 条 例

熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県条例第37号

熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例  
熊本県議会議員の定数を定める条例（平成14年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。  
本則中「48人」を「49人」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県条例第38号

熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する条例（平成26年熊本県条例第40号）の一部を次のように改正する。  
本則の表合志市選挙区の項中「1人」を「2人」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第39号**

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例  
熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。  
第2条第3号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。  
ウ 国際スポーツ大会推進部に関する事項

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。